

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 31日（公告日）
更新年月日	—
目標年度	令和 16 年度
市町村名 （市町村コード）	小野市 （ 28218 ）
地域名 （地域内農業集落名）	小野地区 （ 下大部町 ）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	25 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	22 ha
② 田の面積	25 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1 ha
（参考）区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	20 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	15 ha
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農地の総面積は27haであり、大部分の農地が集団化した条件にある。しかしながら、土地基盤整備が未実施であるため、合理的な営農活動を行うには、条件が不利な状況にある。 ・個人農家数が37戸で、農業従事者の6割以上が60才以上と営農における高齢化が進んでおり、今後、更なる農業従事者の高齢化が予想される。同地域ないを拠点に営農活動をする認定農業者はいない。 ・農家の規模別では、1ha以上2ha未満が8戸、0.5ha以上1ha未満が12戸、残りは全て0.5ha未満となる。 ・集落営農組織は未設置であるが、将来の地域営農の中心的担い手として、その組織化の準備が進められている。 ・生産作物については、主に水稻がつくられている。 ・農業者における将来に向けた営農意向では、2割5分が「現状維持」、5割が「縮小又は廃業」、2割5分が「未定」となった。「拡大」を希望する者は1名に留まった。 ・10年後の地域農業については、多数の者が「高齢化の深刻化」、「担い手不足」、「耕作放棄地の増加」、「畦畔の草刈り管作業の負担」、「農機具の維持更新の費用負担」を深刻な問題として認識している。 ・今後予想される営農縮小や離農等による耕作放棄地の増加が問題視される一方で、その農地の新たな受け手として、集落営農組織への期待が高く、約3割の農家が集落営農活動への参加に前向きである。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・地域営農の中心的な担い手として、集落営農組織を設立し、地域の農地を一手に引き受け、持続可能な集団営農を行う。営農組織は法人化を前提に準備を進めていく。 ・土地基盤整備事業を実施することで、農地や土地改良施設の改良を行い、合理的な集団営農を展開する。 ・農地の集積にあたっては、農地バンクを活用する。 ・栽培作物については、水稻を中心とした地域営農を今後も展開していくが、集落営農組織における生産作物については、水稻のほか収益性の高い大豆、小麦等の導入を検討する。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・ 集落営農組織を地域営農の中心担い手として、農地の集約を図り合理的で持続可能な集団営農を進める。 ・ 自作農家で離農や営農縮小が生じた際は、集落営農組織が農地の受け手となり、農用地の有効利用と保全を図る。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	87 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・ 集落営農組織による農作物の生産効率が最適なものとなるよう、農地の集約と団地化を進める。 ・ 集落営農組織が耕作する農地団地としては、地域内に10ha規模を2カ所形成する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・ 地域営農の新たな担い手として、集落営農組織を立ち上げ、この組織を中心に農地の集積を進める。 ・ 農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・ 農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・ 契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組
・ 集落営農組織による合理的な集団営農活動を実現するため、土地基盤整備事業を実施し、ほ場の大区画化や農道・用排水などの土地改良施設の改良を行う。 ・ ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に維持管理をしている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・ 新規就農者がいる場合、地域営農の新たな担い手農家として育成を行う。 ・ 新たな担い手農家の育成については、新設予定の集落営農組織との連携も視野に入れながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・ 必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を計画的に設置するとともに、適切に点検・管理を行う。

③中心担い手となる集落営農組織の生産活動について、ＩＣＴを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を行う。

⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。

⑧新たに集落営農組織の生産活動を開始するにあたり、必要に応じて農業機械及び設備を格納する施設を整備する。

⑩新たに集落営農組織の生産活動を開始するにあたり、必要に応じて農業機械及び設備を導入する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現 状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
1 集	下大部町営農組合	水稻	0.3 ha	－ ha	水稻、大豆等	21.8 ha	－ ha	黄	
2 利用者	農業者 1	水稻	1.3 ha	－ ha	水稻、野菜	1.2 ha	－ ha	緑	
3 利用者	農業者 2	水稻	1.4 ha	－ ha					
4 利用者	農業者 3	水稻	1.1 ha	－ ha					
5 利用者	農業者 4	水稻	1.2 ha	－ ha					
6 利用者	農業者 5	水稻、野菜	1.7 ha	－ ha					
7 利用者	農業者 6	水稻	1.7 ha	－ ha					
8 利用者	上記以外の小規模農家	水稻、野菜	16.3 ha	－ ha					
9 未定	未定	－	－ ha	－ ha	未定	2.0 ha	－ ha	橙	今後検討
10			ha	－ ha		ha	－ ha		
11			ha	－ ha		ha	－ ha		
12			ha	－ ha		ha	－ ha		
13			ha	－ ha		ha	－ ha		
14			ha	－ ha		ha	－ ha		
15			ha	－ ha		ha	－ ha		
計			25.0 ha	ha		25.0 ha	ha		

注
1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	J A兵庫みらい	肥料・農薬散布	水稻等

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

